

米沢市教育委員会 会議録

令和 7 年 5 月 2 3 日（金）

開会 午前 9 時 0 0 分

閉会 午前 9 時 5 0 分

1 出席委員

教育長	佐藤 哲	委 員	神尾 正俊	委 員	我妻 仁
委 員	渡邊 美智子	委 員	伊藤 綾子		

2 出席職員

教育管理部長	土田 淳	教育指導部長	山口 博
教育総務課長	遠藤 秀一	社会教育文化課長	高橋 允
社会教育文化課主幹兼課長補佐	伊藤 昌明	スポーツ課長	高橋 稔
学校教育課長	須貝 洋介	適正規模・適正配置推進主幹	森谷 純
教育総務課長補佐兼総務主査	米原 裕美	教育総務課上席専門員	森谷 幸彦
建築住宅課長	佐藤 慎一	建築住宅課営繕室長	相良 周作

3 傍聴人の有無 無

4 会議録の承認

令和 7 年 4 月 2 5 日開催分

5 議事

議第 2 4 号 米沢市立南成中学校新設建築工事請負契約の一部変更について

6 報告事項

- (1) 物損事故に基づき生じた損害賠償の額の決定について
- (2) 一般財団法人米沢市スポーツ協会の令和 6 年度経営状況及び令和 7 年度事業計画の報告について
- (3) 米沢市小・中学校における熱中症対策について
- (4) その他

7 その他

教育長 米沢市教育委員会を開会する。会議については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により原則公開となっているが、本日の議案である議第24号については議会の議決を経るべきものであり、また、報告事項の（１）及び（２）については、市議会への報告を予定しているものであることから、非公開としたいと思うが、ご異議ないか。

———異議なし———

教育長 本日の会議は一部非公開とする。次に会議録の承認であるが、4月25日開催の会議録について、ご承認いただけるか。

———会議録の承認———

教育長 本日の会議録の署名委員として渡邊委員を指名する。議決案件に入る。議第24号米沢市立南成中学校新設建築工事請負契約の一部変更について、説明をお願いします。

教育総務課長 ——資料により説明——

教育長 ご質問等いかがか。

我妻委員 残土処理場の変更の部分であるが、これまで残土処理を行ってきた中で、当初予定していた残土処分場のスペースが足りなくなったということか。

建築住宅課長 本工事は更地の段階から杭工事の施工を始め、その完了後に土を掘る工事に入った。令和3年の土石災害を受けて法律が改正され、残土処理先を指定して明示する必要があったため、発注の際に指定したものであるが、残土を運ぶ前に受入先から「民間等他の事業者から受け入れた結果、本工事で発生する残土を受け入れるスペースが無くなった。」との連絡があったことから、処分場を変更した結果、運搬距離が長くなり増額となったものである。

我妻委員 了解した。運搬費用の増は、運搬距離が倍になった燃料費相当分か。

建築住宅課長 燃料費だけではなく、人件費やダンプの損料等各種の経費を含めた処分費用である。

我妻委員 了解した。次に、想定以上に地耐力不足とあるが、事前の地盤調査で分らなかったのか。

教育総務課長 ボーリング調査は、杭基礎等を決定するための調査であり、クレーン設置圧に対する安全性は想定していなかった。工事が始まり施工機械が配置されて初めて判明したものである。

我妻委員 了解した。今回の変更は4,500万円の増であるが、今後も増額となる可能性が考えられる。今の債務負担行為の限度額内に収まるのか。

教育総務課長 この工事は継続費であり、今回の変更契約はその中で対応できるため、補正予算は必要ないが、今後、物価上昇等の影響による予算の補正が考えられる。

教育長 他にご質問等いかがか。なければ議第24号米沢市立南成中学校新設建築工事

請負契約の一部変更について、ご承認いただいてよろしいか。

———異議なし———

教育長 ご承認いただいた。次に報告事項に入る。（１）物損事故に基づき生じた損害賠償の額の決定について、説明をお願いします。

社会教育文化課長 ——資料により説明——

教育長 ご質問等いかがか。なければ物損事故に基づき生じた損害賠償の額の決定について、ご承認いただいてよろしいか。

———異議なし———

教育長 ご承認いただいた。次に（２）一般財団法人米沢市スポーツ協会の令和６年度経営状況及び令和７年度事業計画の報告について、説明をお願いします。

スポーツ課長 ——資料により説明——

教育長 ご質問等いかがか。

我妻委員 この協会は公益認定の法人ではないので問題はないが、事業費が管理費より少ない。目的を達成するための事業費よりも組織を運営する管理費が多く、全体予算の５割を超えているのは好ましくないので、管理費の適切な縮減を図るべきである。市からの補助金も入っており、部活動地域展開の受け皿となる団体で公益性も高い。今すぐにとはいかないと思うが、公益認定を受け、公益財団法人として、地域の中でスポーツ振興ができる体制整備を図るよう検討してもらいたい。

スポーツ課長 ご指摘のとおり、スポーツ協会の管理費の多くは人件費であり、事業費に関しては、自主事業での収入が無いに近いため、今後は自主事業で収入を得られるような体制強化に努めたい。

神尾委員 スポーツ協会の職員は何名いるか。事務局は市営体育館内か。

スポーツ課長 事務局は市営体育館内で、現在の職員体制は事務局長１名と事務員が２名、専任の非常勤専務理事が１名である。

神尾委員 經常収入の分担金収入はどこからのものか。

スポーツ課長 各競技団体及び各地区の体育協会からの収入である。

神尾委員 各地区の体育協会へは、各町内会からも分担金を納めているが、その一部が市の協会に入ることになっているのか。

スポーツ課長 各町内会で１軒当たりの金額を決めて町内会費として集め、それがコミュニティセンターを通じて市の協会に入る仕組みとなっている。

神尾委員 町内会からの体育協会協力費は、全額市の協会に入ってくるのか。地区の協会にはまったく入らないのか。

スポーツ課長 各地区に確認はしていないが、地区の運動会等も実施しているので、各地区の協会にも入っているはずである。現時点でその比率は不明である。

神尾委員 各地区の協会からの分担金は一律か。人口割等ではないのか。

スポーツ課長 各地区一律である。

教育長 他にご質問等いかがか。

渡邊委員 財政基盤の確立に向けた取組にある広告費というのは、賛助会員の拡大に向けた募集活動のためのものか。

スポーツ課長 この広告費は、各種事業を実施する際の広告費用であり、賛助会員の募集費用ではない。なお、賛助会員は、スポーツ協会の活動に賛同する連盟の会長・会員等である。

教育長 他にご質問等いかがか。

伊藤委員 経常収入の売上事業収入は何の売上か。

スポーツ課長 各スポーツ施設に設置している自動販売機の売上収入である。

教育長 他にご質問等いかがか。なければ次に（３）米沢市小・中学校熱中症対策について、事務局より説明をお願いします。

学校教育課長 ———資料により説明———

教育長 ご質問等いかがか。

神尾委員 この「乙葉リーフレット」を小学生にも配るのであれば、全てにルビを入れないと小学生は読めないと思うので検討願いたい。また、今年度の夏休みだが、熱中症のリスクを少なくするために、期間を延長する等の対応を各学校でとるのか。

学校教育課長 小・中学校の夏休み期間等は各学校で対応しており、学校によって異なるが、概ね７月２５日までが１学期、２学期始業式が小学校で８月２７日が多く、夏の暑い期間をなるべく家で過ごせるようにと考えている。中学校の始業式は８月２０日前後が多い。これはエアコン等の対策を十分にすることと、９月にチャレンジウィークや修学旅行があるので、その時期から２学期を始めないと学校活動に支障があるという理由からである。

教育長 中学校は、夏休みを長くすることによって部活動での熱中症が心配されるので、エアコンの効いた学校の教室の中で勉強し、夕方帰宅する方が安心だという声も多い。他にご質問等いかがか。

渡邊委員 熱中症リスク判断システム「カオカラ」の学校への導入率はどうか。また、リーフレットの中に、冷たいタオルや氷などによる熱中症予防とあるが、これらは学校への持ち込み可能と認識してよいか。

学校教育課長 「カオカラ」は、来週から学校教育課で順次設置し、６月当初から運用できるよう準備を進めている。また、リーフレットにあるタオル等の冷やすものは、学校への持ち込みを禁止しておらず、必要に応じ適宜使用することになっている。

渡邊委員 「カオカラ」は３台か。

学校教育課長 各中学校に３台ずつ設置する。

教育長 他にご質問等いかがか。

伊藤委員 リーフレットは、小・中学校に配布するとのことだが、他の公共施設に設置する予定はあるのか。

学校教育課長 まずは、小・中学生への配布を考えているが、印刷部数は、小・中学生の人数以上を予定している。多くの施設に置くのは難しいが、できるだけ多くの方に活用してもらえるように検討しており、市のホームページに掲載し、ダウンロードできるようにすることや、学童施設等に配布することも検討している。また、今年だけでなく、来年度も配布できるよう検討していきたい。

教育長 他にご質問等いかがか。

我妻委員 子どもたちに対する熱中症予防で、様々なシステムや新しい技術を使っの対策を推進するとのことだが、これらについてはこれからも続けていただくようお願いする。また、労働安全衛生法が今年の6月に改正され、間もなく施行される。この中で教職員の安全衛生として、各学校の中での体制整備と対応の手順の明確化、そしてその周知が義務化されたが、今後、教育委員会ではどのように関与、検討していくのか。現時点の状況はどうか。

学校教育課長 具体的には検討段階であるが、子どもたちだけでなく、教職員の働き方や健康を守れるように十分に検討していきたい。

我妻委員 了解した。よろしくお願いします。

教育長 他にはいかがか。無ければ（４）その他についていかがか。

学校教育課長 5月9日の教育委員会でいただいたご質問に対し、答えられなかったこと、また、回答したがそれを訂正したいことがいくつかあるので、この場を借りてお話をさせていただく。はじめに部活動の地域展開についての項目で、地域クラブの指導者は委託か従事者か、また、事故があった場合の責任の所在はどうなるのかというご質問があった。クラブの指導者は、クラブの従事者として指導することになり、事故があった場合の責任は、基本的にクラブにある。ただし、トラブル等があった場合は、必要に応じて、教育委員会が関わりをもちながらクラブの運営を支えていきたいと考えている。二つ目は、総合型地域スポーツクラブで部活動の地域展開を受け入れているクラブはあるかとのご質問があったが、確認したところ、総合型地域スポーツクラブで地域展開の受け皿となっているクラブは、現在はないことがわかった。三つ目は、地域クラブ活動に年齢制限はあるのかというご質問があり、現在は中学生を対象にしていると回答させていただいたが、一部訂正させていただきたい。現在クラブでは、スポーツ少年団の延長として、小学生と活動する団体や小学生を受け入れている団体があることを確認した。ヨネ愛（ラブ）としては、特に年齢制限を設ける規定はないが、中学生が入会していることが地域クラブの条件と考えている。

次に、給食センターの食材調達方式についての項目で、今まで小学校に野菜

を納めていた個人農家の方は、食材納入業者の登録ができるのかというご質問をいただいた。これに対して登録できると回答したが、一部訂正させていただきたい。食材納入業者として登録できるのは小売業者ということになる。例を挙げれば、青果部門に登録できるのは市内の八百屋さんなどになる。個人農家で給食センターに出荷したい場合は、青果市場に入荷いただく必要がある。小学校のように給食センターと直接やり取りをすることはできないので、青果市場や納入業者から納入数量の情報を入手して、市場に入荷いただくことになる。

次に、衛生管理についてのご質問があったので回答させていただく。一つ目は、腸内病原菌検査は従事者が全員行うものか。また、これまでも小学校で行っていたのかというご質問があったが、これまでも食材納入業者には検査を依頼しており、従事者全員が検査を行っていた。今後も食材納入業者には、意識向上のため、年1回以上検査を実施していただくよう依頼していく。ただし、その時期や回数については任意としていきたい。二つ目は、食品検査、理化学検査の頻度についてのご質問をいただいたが、こちらもこれまで検査をお願いし、行っていており、その結果報告もいただいていた。ただし、その時期や回数については任意としており、今後も検査については任意で行っていき

教育長 今の点についてご質問等いかがか。なければ5のその他についていかがか。なければ以上をもって教育委員会を閉会する。